

消防かわら版

秋の全道火災予防運動号



秋の全道火災予防運動を実施します

消防では毎年10月15日から31日まで「秋の全道火災予防運動」を実施します。
これからの季節は徐々に気温が下がり、暖房器具の使用機会が増えると共に、空気は乾燥して、時折吹く強い風で火災が発生・拡大しやすい気象条件になります。
市民の皆様も今一度、火災予防に心掛け「火災ゼロ」を目指しましょう！

「ひとつずつ いいね！で確認 火の用心」

住宅防火 命を守る 7つのポイント 3つの習慣・4つの対策

ちょっとした気のゆるみが火災の原因になってしまう可能性もあるため、火の取扱いには十分に注意し、3つの習慣と4つの対策に取り組みましょう。

3つの習慣

- ・寝たばこは絶対やめましょう。
- ・ストーブを使用するときは、燃えやすいものを離れた位置に移動しましょう。
- ・ガスコンロ等、火のそばを離れるときは必ず消しましょう。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災の拡大を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所との協力体制をつくる。



火を使用する全ての飲食店に消火器の設置が必要となりました

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受け、消防法施行令が改正されました。これまでは、飲食店等で延べ面積150㎡以上の場合には、消火器の設置が義務付けられていましたが、今回の改正により10月からは延べ面積150㎡未満であっても、調理用ガスコンロ等の火気使用設備がある飲食店は、消火器の設置が義務化されます。ただし、「調理油過熱防止装置」付きのコンロや「自動消火装置」がついた厨房設備がある場合や「カセット式コンロだけ」の調理スペースは除外されます。

調理油過熱防止装置

センサーが鍋底の温度を感知し自動消火、油の発火を防止します。



高齢者世帯防火査察を実施します

消防署では11月～12月に高齢者世帯防火査察を実施します。

75歳以上の独り暮らしの世帯に、消防職員や女性消防団員が伺い、防火指導や住警器の設置、維持管理促進を行う等防火訪問を実施します。

建物の増改築をお考えの方へ

一般住宅を除く建築物の消防法令違反の大半は、建築確認申請をせずに行った増築や建物同士の接続工事によるものです。

増改築工事の計画がある場合は必ず消防へ事前相談をするようお願いします。

住宅用火災警報器配信動画

住警器の設置義務化から10年以上経過し、電池切れや本体故障により適切に作動しないケースが懸念されるため、住警器の紹介映像が総務省消防庁から配信されています。

映像本編では、設置が必要な場所、住警器の点検方法、電池切れの警報、警報器の交換方法、連動型の効果等について紹介しています。

下記のQRコードをお手持ちのスマートフォンのカメラで読み取り、配信動画をぜひ一度、ご覧になってください。



左記のQRコードを読み取って閲覧してください。

http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contens/materials/movie/mov15.html



火事と救急は119番 火災等の情報案内は88-1515番

登別市消防本部・登別市消防署

85-9611

85-2551

